

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和 7 年 3 月

木 更 津 市

目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	基本方針策定の趣旨	1
(2)	基本方針の考え方	1
①	受益と負担の公平性の確保	1
②	算定方法の明確化	2
(3)	使用料・手数料等の見直しに関する基本方針	2
2	使用料の見直し方針	3
(1)	基本方針に基づく見直しの範囲	3
(2)	使用料の算定方法	3
①	原価の算定	3
ア	施設の貸出・管理に関する経費	3
イ	施設の取得等に関する経費について	4
ウ	原価の計算	4
②	受益者負担率	5
③	使用料基準額の調整	6
④	その他	7
ア	市民以外の者の利用について	7
イ	営利目的の利用について	7
ウ	午前・午後・夜間等の料金設定について	7
エ	冷暖房加算について	7
オ	端数処理について	7
カ	附帯設備・備品などの使用料について	7
キ	指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い	7
(3)	減額・免除	7
①	減額・免除制度の基本方針	7
②	減額・免除の基準	8
3	手数料の見直し方針	8
(1)	基本方針に基づく見直しの範囲及び考え方	8
(2)	手数料の算定方法	9
①	原価の算定	9
ア	事務処理に要する経費	9
イ	原価の計算	9
②	受益者負担率	9
③	手数料基準額の調整	10

(3) 減額・免除	10
ア 免除の基準	10
イ 減額の基準	10
(4) 端数処理	10
4 激変緩和措置について	10
5 特別会計・公営企業会計の取扱いについて	11
6 定期的な見直しと市の努力について	11
(1) 見直しのサイクル	11
(2) 審査の方法	11
(3) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力	11

1 基本的な考え方

(1) 基本方針策定の趣旨

本市では、平成28年に「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」を策定し、「受益と負担の公平性」を基本とし、市として統一的な基準のもと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあった令和2年度を除き、2回にわたり使用料及び手数料の全面的な見直しを行ってきました。

この間、君津地域4市で共同整備したきみさらず聖苑が令和4年に、市単独では、令和元年には、金田地域交流センター及び江川総合運動場陸上競技場が、令和5年には、江川総合運動場野球場及びサッカー場が新たにオープンしたところです。また、令和10年度中には吾妻地区に文化芸術施設の開設を予定しており、従来から供用している施設とともに総合的・計画的に管理していく必要があります。

今後、アナログ規制の見直しによる行政手続きの一層のデジタル化による省力化、コスト削減が進むと考えられる一方、光熱水費や人件費の高騰が続くと想定され、市の施設を利用する人とならない人、市のサービスを受ける人と受けない人の公平性を確保することが一層重要となることから、本基本方針を見直し、使用料・手数料等の適正化を目指します。

(2) 基本方針の考え方

① 受益と負担の公平性の確保

令和5年3月に策定の「木更津市経営改革方針」においては、木更津市の主たる収入である税収を増やすことに加え、基金の安全かつ効率的な運用や使用料・手数料の適正化、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税などの自主財源の確保に努めるとともに、国・県の補助制度の積極的活用を図るとしてしています。

使用料・手数料等は、施設や特定の行政サービスの利用者（受益者）に、経費の一部を負担いただいているものであり、料金が安いほうが望ましいことは言うまでもありません。しかし、サービス提供に要する経費に比して負担額が少額である場合は、経費の不足分は市民全体の税金で賄うことになり、結局、施設やサービスを利用しない人にも負担していただくこととなります。そのため、使用料・手数料等の見直しは、施設やサービスを利用する人と利用しない人の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

もちろん、市民の皆さんのご理解とご協力が得られるよう、施設の最適化を進めると共に、効率的な施設の管理運営や事務の効率化など継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく必要があります。

② 算定方法の明確化

使用料・手数料等を見直すに当たり、適正な受益者負担を求めるためには、その算定根拠を明確にし、市民の皆さんにわかりやすく説明できるようにする必要があります。サービス提供に要するコストを基礎として、施設やサービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。

また、コストを明確に把握し、効率的な事務事業の遂行によるコスト削減の努力を続けることは、使用料・手数料等の上昇を抑制するとともに、市職員のコスト意識を向上させる上でも必要な取組であると考えます。

(3) 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

以上の考え方などを踏まえ、使用料・手数料等の見直しは、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金算定基準や、統一した減免基準などを再検討し、市民の皆さんの理解と協力を得ながら進めることとします。

○ 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

- ◆ 原価算定方式によるコスト計算を行います。
- ◆ 行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と税負担の割合を明確にします。
- ◆ 減免制度の標準化、適正化を行います。
- ◆ 市民負担の急激な増加を防ぐための方策を講じます。
- ◆ 定期的な料金見直しを実施します。

ただし、施設の運営形態やサービスの内容が多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にすると共に、合理的な料金を設定を行うこととします。

2 使用料の見直し方針

(1) 基本方針に基づく見直しの範囲

基本方針に基づく見直しは、次のものを除く全ての施設にかかる使用料を対象とします。

- ア 特別会計・公営企業会計における独立採算を前提としているもの
- イ 法令等（市の条例、規則等を除く。以下同じ。）により使用料を徴することができないもの
- ウ 法令等により算定方法等が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基に定めているもの
- エ 不特定多数の利用者が見込まれ、負担を求めることが適切でないもの
- オ 行政財産の目的外使用にかかるもの
- カ その他、この基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの

(2) 使用料の算定方法

使用料基準額は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

① 原価の算定

受益者負担の適正化を図るためには、施設の貸出や管理にどれだけの経費がかかっているのかを把握し明らかにしなければなりません。これは、負担の公平性を確保し、施設利用者の理解と納得を得ながら、利用者に対して応分の負担をいただく必要があるためです。

使用料を設定する際、原価に算入する経費には、施設の貸出・管理に関する経費（人件費、維持管理経費）及び施設の取得等に関する経費（用地取得費、建物建設費（減価償却費）、償還利子）が考えられます。

施設の取得等に関する経費を含んだフルコストを使用料の原価に算入するという考え方もありますが、本市では、基本的にはサービスを提供するために経常的にかかる貸出・管理に関する経費のみを原価に算入することとし、以下の考え方により原価を算定することとします。

ア 施設の貸出・管理に関する経費

(ア) 人件費

施設の貸出・管理に直接従事する職員の人件費を、一般会計の全一般職員の基準年度を含む過去3年間の平均人件費から算出します。（貸出・管理以外の業務も併せて行うような場合には、勤務全体に占める手待ち時間を含む貸出・管理に関する割合を算出し、人件費の計算において考慮することとします。）

【算入対象項目】

職員給料、職員手当（扶養・地域・住居・管理職・通勤・期末勤勉）、負担金（共済組合負担金・災害補償基金負担金）

なお、一般職員だけではなく、会計年度任用職員等が貸出・管理に携わっている場合については、該当する人数分の報酬等を人件費に算入することとします。

(イ) 物件費等の経費

施設の貸出・管理にかかる経常的な物件費、補助費等、維持補修費などの経費の、基準年度を含む過去3年間の平均額を用いて算出します。

【算入対象項目】

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料等）、委託料（指定管理料含む）、使用料及び賃借料、その他施設の貸出・管理にかかる経費

イ 施設の取得等に関する経費について

市には、住民の福祉を増進するために施設の設置が求められており、特に幅広い市民が利用する施設については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができるものです。そこで、施設の取得等に関する経費（用地取得費・建物建設費（減価償却費）・償還利子）については、原則として利用者に負担を求めるのではなく、税金（市民全体）で負担すべきものと考え、使用料の原価には算入しないこととします。

ウ 原価の計算

(ア) 貸室等（ホール・会議室など）の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = \text{施設の貸出・管理に関する年間経費} \div \text{貸出対象総面積} \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用(室)面積}$$

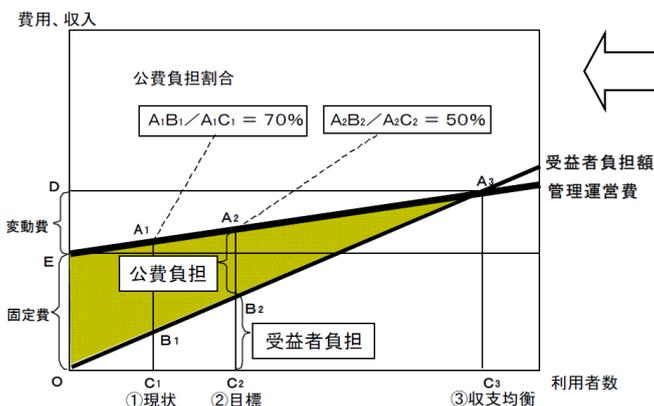
※ 稼働率：基準年度を含む過去3年の実績を基に、想定される適正な稼働率を算定し算入します。

(イ) 個人利用施設（健康増進センター・プールなど）の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = \text{施設の貸出・管理に関する年間経費} \div \text{年間施設利用者数}$$

※ 年間施設利用者数：基準年度を含む過去3年の実績を基に、収支均衡についても考慮した上で、適正な目標数を算定し算入します。（図1参照）

【図1】



利用者が増加すれば、比例して使用料収入が増加するため、一定の段階に達すれば収支が均衡する。民間事業者は収支均衡点以上を目指すのが通常。

変動費：光熱水費など

固定費：人件費、施設等保守点検費など

② 受益者負担率

使用料の設定に当たっては、その施設の行政コストを利用者が負担することが前提となりますが、その施設の性質に着目せずに一律同様に利用者に負担を求めることとすると、逆に公平性・公正性を損なう可能性があります。

現在、市が市民の皆さんのニーズに応え提供している施設は多岐にわたっています。その中には、道路・公園のように、日常生活に不可欠である上、民間での提供が難しいものや、スポーツ施設、コミュニティ施設のように、特定の市民が利用し、民間でも類似のサービスを提供している施設などさまざまなものがあります。

よって、施設の設置目的・その性質などから負担のあり方を考えることとし、「必需性」、「選択性」、「非市場性」、「市場性」の4つの視点から分類することにより、下図2のとおり受益者（利用者）と税（市民全体）との負担の割合を定めることとします。

- ◆ 必需的（基礎的）施設 → 日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設
- ◆ 選択的施設 → 特定の市民に必要とされる施設
- ◇ 市場的施設 → 民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設
- ◇ 非市場的施設 → 民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

【図2】

非市場的 ↑ ↓ 市場的	③	②	①
	受益者負担 50 % 税負担 50 %	受益者負担 25 % 税負担 75 %	受益者負担 0 % 税負担 100 %
	選択性は高いが民間による提供が難しく公共性の高いもの		法令等により原則無料とされているもの
	⑥	⑤	④
	受益者負担 75 % 税負担 25 %	受益者負担 50 % 税負担 50 %	受益者負担 25 % 税負担 75 %
	⑨	⑧	⑦
	受益者負担 100 % 税負担 0 %	受益者負担 75 % 税負担 25 %	受益者負担 50 % 税負担 50 %
	民間による提供が可能で必要性に個人差のあるもの		民間による提供も可能だが日常生活に欠かせないもの
	選択的 ←————→ 必需的（基礎的）		

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。

※ 施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担率を「⑨」の区分（受益者負担：100%）とし料金を設定します。

③ 使用料基準額の調整

次の場合で必要性が認められるものについては、算定した使用料基準額を用いるのではなく、受益と負担の公平性と財源確保に配慮しつつ、下記に示す調整をした上で基準額を設定することも可能とします。

ア 同一の施設内の室等で稼働率が大きく異なる場合や、算定の結果、同様の室等であっても金額に差が生じるような場合は、以下の扱いとすることを可能とします。

a 原価の計算において、各室の稼働率を使用せず、施設全体の平均稼働率を使用することを可能とします。

b 空き室等を有効に活用していただく観点から、使用料基準額について、稼働率が高い室等を高く、稼働率が低い室等を低く設定することを可能とします。その場合は、施設を利用する方の負担が過大にならないよう、算定した使用料基準額を用いて算出した施設全体の使用料収入想定額(A)と、調整後の使用料基準額で算出した施設全体の使用料収入想定額(B)が同様の額になるように設定することとします。

【例】

算定した使用料基準額 (調整前の額)	稼働率の算定に用いた 利用回数等	施設全体の 使用料収入想定額(A)
室① 300円	300回	90,000円
室② 400円	200回	80,000円
室③ 600円	100回	60,000円
		施設計 230,000円



調整後の使用料基準額 (調整後の額)	稼働率の算定に用いた 利用回数等	施設全体の 使用料収入想定額(B)
室① 320円	300回	96,000円
室② 420円	200回	84,000円
室③ 500円	100回	50,000円
		施設計 230,000円

c 利用(室)面積を一定の広さごとに区分し、その区分ごとに算定することを可能とします。

イ ②の受益者負担率が50%以上の施設であって、付加価値的な設備の設置や整備などのために要した経費を考慮した設定を可能とし、個別に合理性から判断することとします。

ウ 近隣に類似の施設があり、その施設の料金と算定した使用料基準額が異なる場合、当該施設の料金を参考に設定することを可能とします。

エ 公民館など同一種類の施設間での均衡や、近隣自治体との均衡などに配慮する必要がある場合、それらを踏まえた設定を可能とします。

オ 使用料等の収入と管理運営費等の支出の比較により、需要が供給を上回っていると認められる場合、民業の圧迫に配慮した設定を可能とします。

④ その他

ア 市民以外の者の利用について

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、原則として市民料金の5割増しの料金とします。

(団体での利用の場合は、団体の所在地をもって判断することとします。)

イ 営利目的の利用について

施設は、住民の福祉を増進すること等を目的に設置しているため、営利目的の場合の使用料については、原則として近隣の民間同種施設の料金に合わせた料金設定とします。近隣に民間同種施設が存在しない場合は、他の地域の民間同種施設について、本市とその地域の地価や物価の差などを考慮して設定します。これらによる設定が困難な場合は、基本料金の10倍を上限に設定することとします。

ウ 午前・午後・夜間等の料金設定について

施設の利用形態を考慮した上で、やむを得ないと認める場合を除き、原則として午前・午後・夜間等による料金区分を廃止し、全日を通しての平均した1時間当たりの単価を基準に料金を設定します。

エ 冷暖房加算について

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があることや、わかりやすく簡素な料金設定を行うという観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。

オ 端数処理について

金銭収受の効率化を図るため、原則として10円単位となるよう端数処理することとします。ただし、算定結果によって10円単位では事務処理が煩雑になるなど理由がある場合は、100円単位で調整することも可能とします。

カ 附帯設備・備品などの使用料について

市民会館におけるピアノ等や公民館における陶芸窯のように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用が可能なもので、個別の使用によって減価償却されるものや新たな経費が発生するものについては、別に料金を定めます。

キ 指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設のうち、利用料金制を導入する施設については、市が本方針に基づき定める使用料基準額の範囲内において、市と指定管理者の間で協議して利用料金を定めるものとし、見直しの実施が困難な場合については、次期指定管理者を募集する際に見直しを実施するものとします。

(3) 減額・免除

① 減額・免除制度の基本方針

市の施設では、高齢者・障害者などへの配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額・免除を幅広く認めており、施設の利用促進に一定の効果をあげています。しかしながら、受益者負担の公平

性・公正性を確保するという観点から考えると、減額・免除については、政策的特例措置として適用を限定すべきといえます。

そこで、使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直すこととします。

○ 減額・免除制度の基本方針

- ◆ 受益者負担原則の徹底
減免は、特例的な措置であることを明確にし、本来の目的・必要性に即した限定的なものとしします。
- ◆ 基準の統一
公平性・公正性を確保するために、基準の統一を図ります。

ただし、統一基準によることが困難な施設については、負担の公平性と施設の設置目的、利用者との関係などを十分考慮して、施設ごとに設定することとします。

② 減額・免除の基準

ア 全施設に共通の基準

次の公共・公益上の使用に限り、免除するものとします。

- (ア) 市（行政委員会、市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき
- (イ) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で利用するとき

イ 各施設での個別適用基準

上記の共通の基準に加えて各施設において減額・免除の対象を定める場合は、上記の基本方針でも述べたとおり、「使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定する」という考え方を十分考慮して設定することとします。

また、市が本来行うべき施策や代替、補完する事業で市が支援するもの（子育て支援、子供の健全育成、障がい者の社会参加の促進など）のほか、各施設の設置目的や性質から特に必要と認められるものについて、減額・免除の設定を行うこととします。

ウ 減免率の設定

できる限りわかりやすく、簡素な料金設定とすることが望ましいことから、原則的に、免除（100%）、減額（50%）の2段階とします。

3 手数料の見直し方針

(1) 基本方針に基づく見直しの範囲及び考え方

基本方針に基づく見直しは、全ての手数料を対象とし、庁内の他の手数料と均衡を図った料金設定をしている場合であっても、原価と基準額に著しい差が生じている場合は、原則、改正するものとします。

ただし、次のものを除きます。

- ア 特別会計・公営企業会計における独立採算制による独自の算定方法を用いているもの
- イ 法令等により算定方法等が定められている手数料及び国・県の機関が算定している経費等を基に定めているもの
- ウ その他、この基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの

(2) 手数料の算定方法

手数料基準額は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{手数料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

① 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費の積み上げにより原価を算定します。

ア 事務処理に要する経費

(ア) 人件費

事務処理に要する人件費を、一般会計の全一般職員の基準年度を含む過去3年間の平均人件費から算出します。なお、算入項目は使用料と同様とします。

(イ) 事務処理に要する物件費等の経常的な経費

申請用紙等の作成にかかる経費、証明書等用紙作成及び記載にかかる経費や、通信運搬費、委託料、その他経常的な経費の、基準年度を含む過去3年間の平均額を用いて算出します。

イ 原価の計算

$$1 \text{ 件あたり原価} = \text{事務処理に要する年間経費} \div \text{年間処理件数}$$

※ 年間処理件数：基準年度を含む過去3年の実績を基に算定します。

② 受益者負担率

手数料は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。

③ 手数料基準額の調整

次の場合で必要性が認められるものについては、算定した手数料基準額を用いるのではなく、受益と負担の公平性と財源確保に配慮しつつ、それぞれに示す調整をした上で基準額を設定することも可能とします。

ア 同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないよう、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体等との均衡などに配慮する必要がある場合、それらを踏まえた設定を可能とします。

(3) 減額・免除

減額・免除基準の統一を図るため、減額・免除する範囲は、できるだけ限定します。

ア 免除の基準

(ア) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき

(イ) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき

(ウ) 生活保護法により保護を受けている者からの申請があるとき

(エ) その他、特別の事由があると認められるとき

イ 減額の基準

(ア) 法令等の規定により減額することが定められているとき

(イ) 天災等により負担を軽減する必要があると認められるとき

(4) 端数処理

手数料は、金銭収受の効率化を図るため、原則として次の単位となるよう端数処理することとします。ただし、算定結果によって以下の端数処理では事務処理が煩雑になるなど理由がある場合は、別途調整することも可能とします。

○ 1,000 円未満のものは 10 円単位

○ 1,000 円以上 1 万円未満のものは 100 円単位

○ 1 万円以上 10 万円未満のものは 1,000 円単位

○ 10 万円以上のものは上位 3 桁まで（上位 4 桁目を切り捨て）

4 激変緩和措置について

本基本方針により算出した基準額が、現行の料金を大幅に上回る場合は、営利目的を除き、市民の急激な負担増を避けるため、次のとおり改定額の上限を設定し、原則としてこの範囲内で料金改定を行うこととします。ただし、政策的判断や、周辺自治体の類似施設や市内の民間施設等との均衡を図る観点から、異なる調整を行う場合もあります。

現 行 料 金	改定額の上限
500円以下	現行料金の 2.0倍
500円を超え1,000円以下	同 1.5倍
1,000円を超え3,000円以下	同 1.4倍
3,000円を超え10,000円以下	同 1.3倍
10,000円を超える	同 1.2倍

5 特別会計・公営企業会計の取扱いについて

基本方針は、一般会計を対象としたものとなっていますが、特別会計・公営企業会計においても、下水道使用料や水道使用料などの独立採算制による独自の算定方法を用いているものを除いて、基本方針を踏まえた適切な見直しを進めることとします。

6 定期的な見直しと市の努力について

(1) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料・手数料等の見直しは、原則として4年ごとに実施します。

また、基本方針についても、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

(2) 審査の方法

全面的な見直しにあたり、行政改革推進会議において、改正の有無に係る所管課の意見とそれに対する事務局の所見を付した資料に基づき決定することとします。

行政改革推進会議での結果について、外部有識者で構成される行政改革推進委員会で意見を求めたうえで、最終的に総合政策会議で決定することとします。

(3) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

本基本方針では、人件費、維持管理費を行政コストとして捉え、使用料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料等を低減することとなります。また、稼働率を向上させることが、結果として施設における税金

の投入を縮減することにつながります。

よって、市は、「効率的な施設運営及び事務の推進による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があることを認識し、PPP（官民連携手法）の導入などによるサービス向上、経費節減、そして更なる稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。